

令和2年度東郷町南部地域包括支援センター東郷苑事業計画（案）

資料5

1. 地域包括支援センターの方針(町の方針をもとに、圏域の特色や課題分析を踏まえて)

- ・高齢者やその家族が、いつまでも住み慣れた地域で暮らすことが出来るよう、医療サービス、介護サービス、行政、自治会、民生児童委員、老人会、ボランティア団体、認知症サポーター、地域サポーターといった様々な社会資源を含むネットワークの構築を継続する。
- ・地域の介護支援専門員が抱える処遇困難事例について、気軽に相談が出来る機会や関係づくりをする。
- ・高齢者の尊厳のある暮らしが守れるよう、虐待の早期発見・対応、消費生活被害、成年後見制度の普及に取り組む。
- ・地域の課題を住民と共に共有し、自助・互助・共助による支援や社会資源の開発等、地域づくりに関わっていく意識を持つ。

2. 事業別の実施内容

事業、業務名	内容(何を、どのように)	目標値
1. 総合相談支援業務		
① 実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ● 出前講座や集いの場への巡回訪問、自治会や民生児童委員との連携を通じて地域の高齢者の心身状況や家庭環境、地域に存在する隠れた課題やニーズを把握し、早期対応するよう取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座 年24回 ・集いの場巡回 各地区1回以上
② 総合相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の総合相談窓口としての役割の周知について、出前講座や集いの場への巡回訪問を通じてPRしていく。 ● 町や民生児童委員、自治会、その他関係機関との情報交換を密にし、様々な相談内容について総合的に相談できる体制を作る。 ● 相談記録を速やかに作成し、地域包括支援センター(以下「包括」という。)内での情報共有を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座 年24回 ・集いの場巡回 各地区1回以上 ・民生児童委員・自治会への挨拶 随時 ・包括内での情報共有 随時
③ 地域におけるネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援を必要とする地域の高齢者に対し、適切な支援と継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するために、地域の住民をはじめ、町、民生児童委員、自治会、その他関係機関とのネットワークの構築を図る。 ● 包括の業務に関するパンフレットやPRチラシを窓口に設置し、地域住民及び関係者に積極的に広報する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員・自治会、その他関係機関との連携 随時 ・パンフ・PRチラシの設置・配布 随時
④ 家族介護者への相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 家族介護者の集いの場への参加、認知症カフェにおける相談支援の実施を通じて、家族介護者の負担の軽減や具体的困りごとへの対応を行う。 ● 家族介護者の支援についてのチラシを作成し、窓口への設置及び講座等での配布を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者の集いの場 随時 ・認知症カフェ 月2回 ・チラシ作成、設置・配布 随時

事業、業務名	内容(何を、どのように)	目標値
2. 権利擁護業務		
①成年後見制度の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度に関するパンフレットやPRチラシを窓口に設置し、制度の周知を図る。 ●認知症等により、判断能力の低下がみられる高齢者に対し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用を図る。 ●成年後見制度の円滑な利用にあたり、尾張東部権利擁護支援センターなどの関係機関との連絡調整を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフ・PRチラシの設置 随時 ・制度の活用支援 随時
②高齢者虐待の防止及び対応	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者虐待の早期発見、防止に努め、発生が疑われる時には速やかに町や関係機関と連携を図り、対応を行う。 ●権利侵害を防止し、早期発見につなげる為、福祉イベントや講座、研修を通して地域住民、民生児童委員、介護支援専門員、サービス事業者等へ知識や対応策の普及啓発活動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・早期発見・対応 随時 ・普及啓発活動 随時
③困難事例への対応	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者やその家族に経済困窮、障害、判断能力の低下等の課題が重層的にある場合、また、社会からの孤立や介入拒否がある場合には、包括の専門職種が相互に連携して対応する。さらに、家族、地域、町、医療職、その他関係者を交えた個別ケース会議を実施し、協働して支援を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携・対応 随時 ・個別ケア会議の実施 随時
④消費者被害の防止への対応	<ul style="list-style-type: none"> ●消費生活被害に関するパンフレットやPRチラシを窓口に設置し、周知を図る。 ●出前講座や集いの場、認知症カフェ等において、地域住民に対し消費者被害に関する情報を周知し注意を促すとともに、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治会、民生児童委員、消費生活センター等と連携し、被害を未然に防ぐように支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフ・チラシの設置 随時 ・普及啓発活動 随時
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務		
①包括的・継続的なケア体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じて、家族、地域、民生児童委員、介護支援専門員、サービス事業者、医療職等が連携し、多職種相互の協働による包括的・継続的な支援を行える体制を整える。 ●地域の介護支援専門員が介護保険以外の様々な社会資源を活用できるよう情報を整理し、共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援体制の整備 随時 ・社会資源の情報整理・共有 随時
②地域における介護支援専門員のネットワークの構築と活用	<ul style="list-style-type: none"> ●町や北部包括、豊明東郷医療介護サポートセンターかけはし(以下「かけはし」という。)等の関係機関と連携の上、介護支援専門員の連絡会、事例検討会、研修会等を行い、介護支援専門員相互の情報交換やネットワークの構築が出来るよう支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会 年5回 ・事例検討会 年6回以上 ・研修会 随時
③日常的個別指導・相談及び支援困難事例等への指導・助言	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、相談しやすい環境を整えるとともに、サービス計画の作成に関する助言や指導、サービス担当者会議への参加等、必要に応じて専門的な見地からの個別指導、相談への対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応 随時 ・個別指導・相談 随時

事業、業務名	内容(何を、どのように)	目標値
4. 第1号介護予防支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●要介護状態となることの予防、また重度化防止のため、公的サービスのみならず、インフォーマルサービスを活用したケアマネジメントを実施し、高齢者自身が地域において自立した日常生活が送れるよう支援する。 ●委託した事例についても同様の支援が行われる様、適切に関与していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントの実施 随時 ・委託事例の適切な関与 随時
5. 在宅医療・介護連携推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●電子@連絡帳(レガッタネットとうごう)を必要に応じて活用する。 ●地域ケア推進会議(在宅医療介護連携推進部会)やかけはし等との連携を図り、地域全体での切れ目のない見守り体制の構築を図る。 ●多職種カンファレンスやかけはし等が開催する研修会などを通じて、各職種の相互理解が深まり、関係が構築できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子@連絡帳の活用 ・関連機関との連携 随時 ・多職種の関係構築 随時
6. 生活支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ●包括利用者や地域住民、地域ケア会議、地域支え合い協議体、民生児童委員協議会定例会等の場を通じて得られた意見や情報を分析し、地域が抱える課題を把握する。 ●支え合い活動に関する地域住民の意識が向上するよう、町や地域支え合いコーディネーターと連携しながら、チラシを窓口に設置し、出前講座や集いの場において支え合い活動に関する情報の提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題の把握 随時 ・チラシの設置 随時 ・情報提供 随時
7. 認知症総合支援事業		
①適切なサービスを提供するための関係機関との連携(運営方針(1)、(2)、(4)、(5))	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症の人や家族がいつまでも住み慣れた地域で暮らせるよう、家族をはじめ地域住民、医療関係者、介護サービス事業者、福祉サービス、認知症地域支援推進員(以下「推進員」という。)、認知症初期集中支援チーム等が連携し、地域全体で対象者の暮らしを支える体制を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進員の配置 通じて配置 ・推進員・チーム等との連携 随時
②認知症の人の介護者への支援(運営方針(5)、(8))	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症ケアパスや推進員、家族支援についてのパンフレットやPRチラシを窓口に設置し、周知を図る。 ●出前講座や集いの場、認知症カフェなどにおいて地域における認知症高齢者や家族の支援体制についての周知を図る。 ●対象者には、その状況に合わせた適切な支援が受けられるよう、ケアパスを用いて説明をする他、医療機関や推進員、初期集中支援チームなどの関係機関の紹介及び連絡調整を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフ・チラシの設置 随時 ・普及啓発活動 随時 ・ケアパスの活用・連携 随時
③ 認知症の理解を深めるための普及・啓発(運営方針(1)、(3)、(6)、(7))	<ul style="list-style-type: none"> ●地域サポーター、認知症サポーター、ひとり歩き高齢者見守りネットワーク等の地域の社会資源について対象者への紹介や利用支援を進めるとともに、地域への情報発信を行う。 ●認知症サポーター養成講座や認知症カフェを実施し、認知症に関わる相談を受理すると共に、幅広い世代に認知症に関わる知識等の普及啓発活動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用支援・情報発信 随時 ・認知症サポーター養成講座 年6回 ・認知症カフェ 月2回
8. 一般介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ●住民主体の通いの場の充実と自立支援を目的として、出前講座およびお元気サロンを実施する。 ●リハビリテーション専門職との連携のみならず、地域住民が介護予防リーダー、パワフル東郷などに代表される”介護予防の担い手”として活動する機会を確保することで、各々が地域の中で生きがい・役割をもって生活できるような環境を作る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座 年24回 ・お元気サロン 年24回

事業、業務名	内容(何を、どのように)	目標値
9. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ●医療機関、介護サービス事業所、介護支援専門員、民生委員等、ボランティア、地域の各サポーター等のインフォーマルサービスを含めた地域の関係者が、それぞれの専門性を活かしながら連携できるよう、在宅ケアを考える会や多職種カンファレンス、地域ケア会議等の場を通じてネットワークの構築を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークの構築 随時
10. 地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で支援の必要な高齢者を地域住民と専門職が連携して支援するため、個別ケース会議を必要時に開催する。また、解決へと向けた検討を行いながら、明確化された課題について、町へ適宜報告するとともに、地域住民が主体的に関わることで解決に向けた社会資源が開発されるよう地域支え合いコーディネーターとも連携しながら考え、取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議の開催 随時
11. 指定介護予防支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ●要支援者がその心身の状況、おかれている環境その他の状況に応じて、公的サービスのみならず、インフォーマルサービスを活用したケアマネジメントを実施し、高齢者自身が地域において自立した日常生活が送れるよう支援する。 ●委託した事例についても同様の支援が行われる様、適切に関与していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントの実施 随時 ・委託事例の適切な関与 随時

3. 重点取組事項(自由記載)

<認知症支援>

・認知症の方とその家族がいつまでも住み慣れた場所で暮らしていけるよう、東郷町認知症ケアパスに基づき、認知症や早期発見に関する啓発活動、認知症カフェや総合相談等を活用したセーフティネットの構築、推進員や認知症初期集中支援チームとの連携支援、かかりつけ医や認知症サポート医、介護事業所、行政機関、民間事業所、地域住民とのネットワークとの連携支援などを実施する。

・尾張東部権利擁護支援センターや行政機関等と連携した権利擁護、認知症サポーターや地域サポーターの支え合いの仕組み作り、家族会などを活用した家族支援なども含め、対象者の状況に合わせた適切かつ柔軟な対応に努める。